

協議第10号

各種事務事業の取扱い（住民福祉庶務関係）

各種事務事業の取扱い（住民福祉庶務関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 13 各種事務事業の取扱い（住民福祉庶務関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-3-13	各種事務事業の取扱い(住民福祉庶務関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 簡易郵便局	行政として簡易郵便局を開局しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 国民年金事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 火葬許可事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 計量検定事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(協議会等) (第8回現況調書84～86ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	北方領土復帰期成同盟 日本国民年金協会 石狩管内国民年金協議会 北海道簡易郵便局連合会	北方領土復帰期成同盟 日本国民年金協会 石狩管内国民年金協議会	北方領土復帰期成同盟 日本国民年金協会 石狩管内国民年金協議会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 簡易郵便局 (第8回現況調書85ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
簡易郵便局	石狩本町簡易郵便局 (平成7年1月30日開局)	該当なし	該当なし	行政として簡易郵便局を開局しているのは石狩市のみであることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(補足) 厚田村には「古潭簡易郵便局」があるが、平成15年度末をもって閉鎖となることから、本合併協議会の協議の対象としていない。また、浜益村の「柏木簡易郵便局」については、個人の開局であり、本合併協議会の協議の対象とはならない。

3. 国民年金事務 (第8回現況調書86～87ページ参照)

法律に基づく事務であり、3市村において事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

4. 火葬許可事務 (第8回現況調書88ページ参照)

3市村において事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5. 計量検定事務 (第8回現況調書89ページ参照)

法律に基づく事務であり、3市村において事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。